

## 日立コンサルティング購買取引行動指針（抜粋）

本指針は、当社業務運営に必要な材料・製品・サービス・情報を外部より調達するにあたり、当社の役員及び従業員が遵守すべき行動の基準を示すものである。

-----以下抜粋-----

2. 購買取引先との良きパートナーシップを築き、長期的観点より相互理解と信頼関係の維持向上に努める。
  - (1) すべての購買取引に公平に対応し、特定の取引先を有利に、あるいは不利に扱ってはならない。
  - (2) 購買取引先との公正な取引関係を尊重し、正常な商習慣に照らして不当な行為により、取引先に不利益を課してはならない。
  - (3) 購買取引において知りえた購買取引先の営業の秘密は厳格に管理し、機密の保持に努める。
3. 広く世界に目を向け、最適な取引先を開拓し、競争の維持に努める。
  - (1) 新規に取引を希望する企業などの申し入れに対しては誠実に対応し、進んで取引品目等に関する情報を開示する。
  - (2) 継続する取引先においては、購買取引先の適格性を定期的に見直し、他の取引先より有利な取引の可能性について検討する。
4. 購買取引先の選定は、資材の品質・信頼性・納期・価格、及び取引先の経営の安定性・技術開発力等に加え、公正で透明性の高い情報開示、法令及び社会的規範の遵守、人権の尊重、環境保全活動、社会貢献活動、働き易い職場づくり、ビジネスパートナーとの社会的責任意識の共有等の社会責任を果たしているかを十分に評価し、所定の適正な手続きに準拠して行う。
  - (1) 明らかに購入する意思のない見積り要請は行わない。
  - (2) 社内手続きにおいて、購入仕様、契約条件、及び受領(検査)を決定する権限と責任は、それぞれ要求元部門・購買部門・検査部門に属する。
  - (3) 購買取引先との契約は、購買部門が当社を代表して行う。
5. 購買取引に関して、購買取引先から個人的給付を受けてはならない。

以上